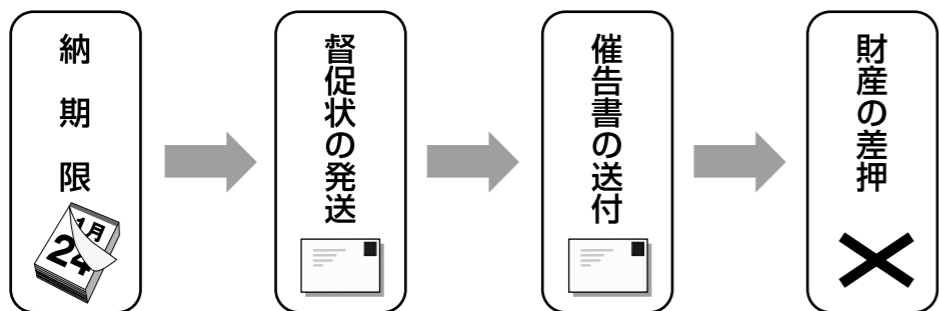


町税の納期内納付をお願いします!

今年度の町税収納率が前年度に比べ、大きく落ち込んでいます。
町税は町の大切な財源です。
是非、納期内納付をお願いします。

～納期内納付が基本原則です～

期限内に納付が無かった場合は次の流れにより処分されます。



一括での納付が困難な方は
分割納付の相談も可能ですのでお早めにご相談ください。

滞納処分状況

単位：件数

年 度	20年度	19年度
不動産	46	24
預 金	171	98
車 輛	2	4
賃 料	1	1
合 計	220	127

税 はみなさんの生活に欠かすことのできない公共サービスや、公共施設の維持管理などに必要な財源の中心となる大切なものです。特に、平成十九年度から町県民税への税源移譲に伴い、みなさんから納めていただく町税はより重要な財源となっています。しかし、滞納者が増えることにより、滞納金額が増えると、公共サービス等に必要なた財源の確保に支障をきたし、町民のみなさんに大きな不利益が生じます。また、督促状、催告書の送付など、滞納整理の経費に余分な税金を使うことにもなります。現在、西原町では納税の公平性を保つために、差押や財産調査などの滞納処分を強化し、滞納者に対して厳しい態度で臨んでいます。決められた納期限内に納付することは、公共サービス(町民サービス)に必要な不可欠な財源の確保に繋がりますので、納期限内での自主納付をお願いします。

滞納解消に向けた取り組み

- 1 納税相談** ▶ 町税を納期限までに納めることが困難な場合はご相談ください。
- 2 納税催告** ▶ 納期限が過ぎても納付のない人に対し、督促状や文書催告書を送付します。
- 3 財産調査** ▶ 滞納者の財産を官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査します。
- 4 給与調査** ▶ 滞納者が給与所得者である場合、給与の差押えをするために、勤務先に対する給与調査を行います。
- 5 滞納処分** ▶ 土地・建物など財産がある滞納者に対し、差押えを行います。差押え後も納付にならない場合は、やむを得ず、差押えた財産の公売を行うこととなります。また、預貯金、給与、自動車、生命保険なども差押えの対象となります。

納税・滞納処分 Q&A

納税や滞納処分について、町民のみなさまから
こんな質問がよくあります

Q1 借金があるから税金が払えない。

Answer

個人債務より税金が優先されます。法律によって、税金は全ての借金などに優先すると定められています。(地方税法第14条)

Q2 税金を滞納して何か損があるの?

Answer

税金を滞納すると、下記のような不利益が発生します。※これらは一部です。
・各種手続に必要な「滞納が無い証明(完納証明書)」が発行されません。
・財産調査が行われ、勤務先や各金融機関などにあなたが滞納している事実が知られるとともに、事務処理などで関係機関に迷惑をかけることとなります。
・滞納処分が執行され、あなたの大切な財産や社会的信用を失う恐れがあります。

Q3 滞納処分の前に自宅訪問はしないの?

Answer

滞納処分を執行するにあたり、自宅訪問して納税を催告する行政サービスは原則として行いません。
税は納期限内の自主納付が大原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付が無い場合は、滞納処分の対象となります。(地方税法第331条)
滞納処分が執行されるまでには、必ず事前に督促状や催告書などの通知が送付されています。これらの通知には、「滞納金額の納付期限」や「納税相談の要請」などの重要事項が記載されています。
故意に通知の内容を確認しなかったり、確認しても対応せずに滞納が続いた場合、滞納処分が執行されます。

Q4 少額滞納でも滞納処分するの?

Answer

督促状発送後も納付が滞っていると、金額の大小に関わらず滞納処分は執行されます。「少額の滞納だから差押されないはず…」といった考えはおやめください。

Q5 本人の許可無く、財産を勝手に調べられた。プライバシーの侵害にならないの?

Answer

税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。(国税徴収法第141条)
この権限により調査を受ける勤務先の事業所・金融機関などの関係機関は、協力しなければなりません。これらの財産調査について、個人情報保護法には一切抵触しません。

Q6 滞納処分は少しでも納付すれば解除になるの?

Answer

処分後に滞納金額の一部を納付しても、解除にはなりません。滞納金額を完納するまで滞納処分は継続されます。



自動車差押(タイヤロック)

お問い合わせ先/税務課 徴収・収納係 ☎ 945-4729